

30 保第 548 号
平成 30 年 8 月 17 日

各社会福祉施設等設置者 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

社会保障各制度における利用者等への必要な情報の伝達の徹底について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、制度の運用にあたり参考にしていただきますようお願いいたします。

健 発 0 7 3 0 第 1 号
子 発 0 7 3 0 第 1 号
社 援 発 0 7 3 0 第 2 号
障 発 0 7 3 0 第 1 号
老 発 0 7 3 0 第 1 号
保 発 0 7 3 0 第 1 号
年 管 発 0 7 3 0 第 1 号
平成 3 0 年 7 月 3 0 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 健 康 局 長
子 ども 家 庭 局 長
社 会 ・ 援 護 局 長
社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 長
老 健 局 長
保 險 局 長
大 臣 官 房 年 金 管 理 審 議 官
(公 印 省 略)

社会保障各制度における利用者等への必要な情報の伝達の徹底について

平素より、児童福祉、社会福祉、障害福祉、介護福祉、介護保険、医療保険、年金等の社会保障分野の各制度（以下「社会保障各制度」という。）の運営につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会保障各制度における窓口業務を実施する地方公共団体又は関係機関（以下「実施機関」という。）においては、社会保障各制度の利用者、被保険者又は受給者等（以下「利用者等」という。）に対して、実施機関の窓口における説明の他、利用者等に対する郵送等により、制度の利用に当たり必要な情報の伝達に努めていただいておりますが、今般、利用者等の住所又は居所等の把握が不十分であり、利用者等に正しく情報が伝達されていないケースが見受けられたことから、利用者等への必要な情報の伝達を徹底するに当たっての留意点を改めて整理したので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、制度の運用に当たり、参考にしていただくとともに、管内の市区町村や関係機関等に周知していただくよう、お願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること及び内容について、総務省と調整済みであることを申し添えます。

記

第1．必要な情報の伝達の徹底について

実施機関は、利用者等に対して、社会保障各制度において受けられるサービス、給付等並びに当該サービス、給付等を受けるに当たり必要な負担及び申請手続等の利用者等が把握する必要がある情報を適時適切に伝達すること。そのためには、実施機関は、利用者等に必要な情報を遺漏なく伝達できる体制を確保することが必要であり、次の（1）から（3）までを実施すること。ただし、（1）については、利用者等に情報を伝達するに当たり、住所を把握する必要がない場合は、この限りでない。

- （1）利用者等の住所の把握（第2参照）
- （2）利用者等の居所等の把握（第3参照）
- （3）利用者等へのきめ細やかな連絡（第4参照）

第2．利用者等の住所の把握

実施機関は、利用者等の住所を適切に把握するため、次の①から③までを実施すること。ただし、利用者等に必要な情報を伝達するに当たり、住所を把握する必要がない場合は、この限りでない。

① 住所の把握に係る関係機関等との情報連携

実施機関は、各地方公共団体において住民基本台帳に係る事務を所管する部局、地方公共団体情報システム機構その他の関係機関等と連携し、利用者等の住所を把握すること。

② 住所の変更に係る手続きの徹底及び簡素化

実施機関は、利用者等が住所を変更した場合、住所の変更に係る社会保障各制度における必要な手続きを行うよう、利用者等に周知徹底すること。

また、利用者等の負担軽減のため、住所の変更に係る手続きの簡素化に努めること。

③ 住所の把握に必要な調査の実施

実施機関は、利用者等に送達した郵便物等が正しく届かずに返送されてきた場合等、実施機関の把握している利用者等の住所が誤っている可能性が高いと判断されるときは、正しい住所を把握するため、法令上実施機関に認められた権限の範囲において調査を行うこと。なお、当該調査の結果、住民基本台帳に基づく情報と異なる事実を知ったときには、速やかに、各地方公共団体において住民基本台帳に係る事務を所管する部局に通報すること。

第3. 利用者等の居所等の把握

実施機関は、利用者等に必要な情報に関する資料の郵送等を行うに当たり、住所よりも、住所以外の場所（以下「居所等」という。）に連絡を行うことが適当である場合には、利用者等の居所等を把握するとともに、居所等に連絡するよう努めること。実施機関は、利用者等の居所等の把握を適切に行うため、次の①及び②を実施すること。

① 居所等の登録に係る手続きの周知・徹底及び簡素化

実施機関は、利用者等に対して、利用者等が介護施設への長期入所、医療機関への長期入院等により住所と異なる場所で一定期間生活する場合、配偶者からの暴力の被害を受けている者が住所と異なる場所で生活している場合、本人の認知機能の低下等により、法定代理人等に連絡することが適当である場合等、住所ではなく居所等に連絡を行うことが適当である場合には、実施機関に居所等を登録するよう周知・徹底を図ること。

また、利用者等の負担軽減のため、居所等の登録に係る手続きの簡素化に努めること。当該簡素化の例としては、利用者等が社会保障各制度のうち複数の制度の居所等の登録に係る手続きをまとめて行うことができる様式を作成し、使用することが挙げられること。

なお、年金制度においては、居所等の登録に係る手続きを日本年金機構で行っているところであるが、利用者等の手続きの負担軽減のため、市町村の国民年金に係る事務を所管する部局においても、今後、日本年金機構より送付することを予定している日本年金機構の居所登録届（仮称）を設置すること。また、市町村の他の社会保障各制度を所管する部局は、当該制度の居所の登録に係る手続きに際して、当該居所登録届が

国民年金に係る事務を所管する部局に備え付けてある旨の案内を行うよう努めること。

② 関係機関及び関係者との連携

実施機関は、医療機関、介護施設等の関係機関及び法定代理人、ケアマネジャー等の関係者に対して、利用者等のうち居所等の登録が必要である者がいる場合には、当該利用者等に居所等の登録を促してもらうよう努めること。

第4. 利用者等へのきめ細やかな情報の伝達について

実施機関は、第2又は第3の実施に加え、必要な情報を遺漏なく伝達できるよう、次の①及び②に掲げるきめ細やかな連絡に努めること。

① 制度改正に伴う広報

実施機関は、制度改正等に伴い、サービス、給付等の内容が変更になった場合には、その変更点について、利用者等に対する広報に努めること。

② 利用者等に対する個別勧奨

実施機関は、利用者等が自ら申請を行うことが必要な手続等について、利用者等に対して、申請を行うよう勧奨するとともに、利用者等から申請等がない場合には、可能な限り、繰り返し連絡を行う又は異なる方法により連絡を行う等、適切な申請の勧奨に努めること。